

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っっていることはありませんか？
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからもご覧いただけます

北本市 相談窓口 検索 ※相談日が祝日はお休みです。 相談日 2月8日～3月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	2月22日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談係 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水・金曜日 13:30～16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター(☎511-8800)	
人権相談	2月28日(火) 13:30～15:30	文化センター	企画課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	2月15日(水)、3月1日(水)・6日(月) 10:00～16:00(1人50分)	企画課人権推進・男女共同参画担当 (☎594-5506)	
教育相談	毎週月～金曜日 8:30～17:00	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター(☎592-8876)	
子どもの相談(育児、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
緑のなんでも相談	3月6日(月) 10:00～12:00	総合公園管理事務所(☎592-4050)	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	2月18日(土)、3月7日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	2月17日(金) 13:30～15:30	市役所 (市民公益活動支援コーナー)	
	3月4日(土) 10:00～12:00	総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	2月18日(土)、3月4日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業振興課商工労政・観光担当 (☎594-5530・当日☎591-1111)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00	勤労福祉センター内 北本市無料職業紹介所	産業振興課商工労政・観光担当 (☎594-5530) ※前日までに申し込みください。
	毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
健康・生活相談	2月20日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ⑨

■投資被害の損失を取り戻そうとして、二次被害に遭わないようにしましょう

以前に未公開株や社債などを購入した被害者を狙って、「被害を回復してあげる」「海外で業者の隠し財産が見つかった」「被害救済を行う〇〇機関から委託を受けている」などと被害回復を装って、金銭を要求する詐欺的な勧誘に関する相談が増えています。

悪質な業者は、被害に遭われた人の流出した名簿を用いて、被害を少しでも取り戻したい被害者の気持ちにつけ込み、うまい話を持ち掛けてきます。しかし、被害回復の名目で手数料の請求や別の投資商品を勧められて、「二次被害」に遭ってしまう可能性が極めて高いです。お金を払う前は、頻りに連絡が取れていても、入金後は、途端に連絡が取れなくなることがほとんどです。所在も明らかにしていないことが多く、業者を特定することが

できないため、お金を取り戻すことは困難です。突然被害回復を持ち掛けてくる業者の話は、鵜呑みにせず毅然と断るようにしましょう。

不審な電話や書類が届いたら、早急に北本市消費生活センターにご相談ください。

相談窓口

- 北本市消費生活センター(北本市役所市民課内 ☎511-8800
※電話でのご相談も受け付けます)
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談室」(☎03-5614-0189)
毎週土・日曜日(年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00

北本あんぜん情報 第88号

問くらし安全課交通・防犯担当(☎594-5522)



防犯情報配信中

北本メールサービスをご利用ください。
登録は右のQRコードから! ➡



振り込め詐欺被害状況

市内における平成28年1月から11月末までの振り込め詐欺被害の発生状況は、次の表のとおりです。

区分	オレオレ	架空請求	融資保証	還付金等	合計
件数	8件	4件	1件	3件	16件
被害額	24,800,000円	26,620,000円	1,942,029円	2,991,139円	56,353,168円

す。平成27年の同期間と比較すると、被害件数は、3件減少しましたが、被害総額は、約1,086万円増加しています。
※表の数値は、埼玉県警察発表の暫定値です。

○振り込め詐欺4つの手口と「キーワード」

- ・**オレオレ詐欺** 息子や孫などになりすまし、会社でのトラブルや交通事故の示談金等の名目で、だまし取る詐欺。キーワードは、「電話番号が変わった」「キャッシュカードを預かる」
- ・**架空請求詐欺** 有料サイトの利用料、訴訟関係費用等、架空の事実を口実として、だまし取る詐欺。キーワードは、「総合情報利用料金」「延滞料が発生」
- ・**融資保証金詐欺** ダイレクトメール、電話等を利用して融資を誘い、申込者に対し、保証金等の名目で、だまし取る詐欺。キーワードは、「借金の一本化」「会社の運転資金」

- ・**還付金等詐欺** 市役所や税務署などの職員を名乗り、医療費や税金などの還付金があるかのように装い、だまし取る詐欺。キーワードは、「医療費の還付」「税金の還付」「年金の未払い」

○振り込め詐欺被害対策、戸別訪問を実施!

昨年10月29日、地域防犯推進委員を始め、約60人の自主防犯活動団体の皆さんと約50人の埼玉県警察の警察官で「振り込め詐欺なくし隊」を25班編成し、不審な電話が多くかかっている3地区(本町1～8丁目、西高尾1～5丁目、東間1～2丁目)約3,800世帯を戸別訪問し、振り込め詐欺被害に遭わないよう、啓発活動を実施しました。

加入して安心 交通災害共済に家族でお申込みを

2月1日(水)から平成29年度の交通災害共済の加入受付を始めます。

共済会費 大人：900円、中学生以下(平成29年4月1日現在)：500円

共済見舞金 下表のとおり。ただし、②③とも医師等による治療実日数が3日以上となるものが対象となります。

期平成29年4月1日～平成30年3月31日(1年間)

対市内にお住まいで、住民登録または外国人登録のある人、および前記住民に扶養されている人で修学のため市外に転出している人。

申くらし安全課窓口、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局、各地区の自治会(一部の地区を除く)

問くらし安全課交通・防犯担当(☎594-5522)

災害区分	共済見舞金の額		
①死亡	120万円		
②傷害1 (交通事故証明書が得られる場合)	入院1日につき	2,000円	それぞれの単価に日数を掛けた金額の合計額。合計額が2万円に満たないときは2万円とし、22万円を超えるときは22万円を限度とします。
	通院日・往診日1日につき	1,000円	
③傷害2 (交通事故証明書が得られない場合)	入院・通院日・往診日1日につき	1,000円	単価に日数を掛けた金額。金額が2万円に満たないときは2万円とし、6万円を超えるときは6万円を限度とします。